

## 平成27年度第1回筑紫野市総合教育会議

### ○日 時

平成27年7月17日（金）午後1時28分から午後3時07分

### ○場 所

筑紫野市役所 第2・3委員会室

### ○出席委員（6名）

市長	藤田 陽三	教育委員長	近本 明
教育委員	潮見 眞千子	教育委員	田代 邦夫
教育委員	西村 幸子	教育長	上野 二三夫

### ○欠席委員（0名）

### ○出席説明員（11名）

教育部長	江崎 雅彦	健康福祉部長	楢木 孝一
総務部長	北橋 正行	企画政策部長	宗貞 繁昭
子育て支援課長	嘉村 千穂	安全安心課長	八尋 優一
教務課長	横山 美津子	学校教育課長	森 敬
学校給食課長	郷原 有二郎	生涯学習課長兼 スポーツ振興課長	長澤 龍彦
文化情報発信課長	草場 啓一		

### ○議事日程

1. 開会のあいさつ
  - ・市長あいさつ
  - ・教育委員長あいさつ
  - ・教育委員自己紹介
2. 協議・調整事項
  - (1) 基本事項
    - ①筑紫野市総合教育会議運営要領（案）について
    - ②平成27年度筑紫野市教育施策大綱について
    - ③平成27年度筑紫野市教育施策要綱について
  - (2) 重点的に講ずる施策
    - ①学校施設非構造部材耐震化事業について
    - ②天拝小学校屋内運動場吊り天井落下防止対策について

③特別支援教育推進基本方針について

④筑紫野市のコミュニティ・スクール推進について

⑤子ども・子育て支援について

3. 閉会のあいさつ（市長）

## 会議録

○教務課長：定刻になりましたので、平成27年第1回筑紫野市総合教育会議を開会いたします。  
本日の会議は、6名の傍聴者があり、ケーブルステーション福岡から取材が来ています。

### 日程1、開会のあいさつ

#### ・市長あいさつ

○教務課長：開会の御挨拶を藤田市長お願いいたします。

○市長：平成27年度の第1回筑紫野市総合教育会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は教育委員長初め、教育委員の皆様方には大変お忙しい中に初会合に御参加いただきまして、心から厚く御礼申し上げます。また、関係課の職員も出席させていただいているところでございますが、司会者の話にもありましたとおり、6名の皆様方に大変お忙しい中に傍聴いただきますこと、心から感謝申し上げます。

御案内のとおり、この総合教育会議は今年の4月から施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって新たに設置が義務づけられたもので、教育委員会制度改革の最も重要なものになります。また、この会議は首長と教育委員会が教育に関する重点的に講ずべき施策などを協議・調整する意見交換の場となっています。本日協議をいたします教育施策の大綱は、今後の教育、学術、文化の振興に関する目標を定めるものとなりますので、ぜひとも、教育委員の皆さんからの率直な御意見をいただき、十分な議論を行っていきたいと考えています。

結びに、本日の会議が今後ますますの市政発展のために有意義なものになりますよう心から祈念いたしまして、開会の御挨拶にかえさせていただきます。

#### ・教育委員長あいさつ

○教務課長：教育委員会を代表して、教育委員長より御挨拶をお願いいたします。

○教育委員：第1回目の会議です。この会議が開かれてよかったと思われるような会議になることを願っています。そのためには、市長の言葉にありましたように、率直な意見を出しながら一緒に考えさせていただいて、市長と一緒に頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

#### ・教育委員自己紹介

○教務課長：教育委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

○教育委員：3期目を迎えています。このようにたくさんの方が一堂に会しての会議ということで、大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

○教育委員：2期目ですが、前任者の残任期間が短く、ようやく1年を経過しているところです。まだまだなれておりませが、よろしくお願いします。

○教育委員：1期目ですが、保護者の目を持って、しっかり教育行政にかかわっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○教育委員：任期が半分過ぎましたが、これからさらに加速して頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

## 日程2. 協議・調整事項

○教務課長：本日の議題であります協議・調整事項に移ります。ここからは、この会議を主宰いたします市長に議長として進めていただきたいと思います。藤田市長よろしくお願いします。

### (1) 基本事項

#### ①筑紫野市総合教育会議運営要領（案）について

○市長：それでは、議事に入ります。協議・調整事項の基本事項である筑紫野市総合教育会議運営要領（案）について、事務局から説明をお願いします。

○教育部長：資料1、筑紫野市総合教育会議運営要領（案）について、本日の総合教育会議の運営に関する事項につきましては、総合教育会議の中で定めることとされておりますことから、要領案について御提案させていただきます。

第1条、会議の趣旨、この要領は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の課題やあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図るために設置する総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めることとしています。

第2条、組織について、会議は市長及び教育委員会で構成します。出席者は、教育部長、健康福祉部長ですが、必要に応じて、それ以外の部課長及び関係者等の出席を求めるとしてあります。

第3条、招集について、会議は市長が招集し、会議を招集するときは教育委員会に通知し、市長が会議の議長となります。会議開催の日時、場所、協議題は市長が決定することとしています。また、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるとしてあります。会議は原則として、5月、8月、11月及び2月をめどに開催することとしています。

第4条、協議及び調整について、市長及び教育委員会は会議における議題について十分に協議し、調整に尽くすこととしています。市長は協議及び調整の結果、調整のつかない事項のうち必要と認める場合は、採決し決することとしています。また、会議において調整が行われた事項は、

その結果を尊重しなければならないとしています。

第5条、意見聴取について、会議は協議を行うに当たり必要と認めるときは、関係者または学識経験者から当該協議に関する意見を聴くことができるとしています。

第6条、会議の公開について、会議は公開しますが、個人の秘密を保つために必要がある場合、または公益を害するおそれがあるときは非公開とすることができるとしています。いじめ等の個別事案における関係者の個人情報を保護する必要があるときや、次年度の予算に関し、事業や補助金の対象や額等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害するおそれがあるとき、また、会議の公正が害されるおそれがあるときなどを非公開としています。

第7条、傍聴について、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他、傍聴に関して必要な事項は、「教育委員会会議傍聴人規則」の規定を準用することとしています。

第8条、議事録について、市長は会議の終了後、議事録を作成し、非公開とした部分を除き公表することとしています。また、議事録は一般の閲覧に供し、インターネットの利用、その他の方法で公表することとしています。

第9条、会議の庶務は教育部教務課で行うことを規定しています。

第10条、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定めることとしています。よろしく協議、調整いただき、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○（特になし）

○市長：それでは、今後、本市の総合教育会議は、この運営要領に基づき進めてまいりたいと思います。

## ②平成27年度筑紫野市教育施策大綱について

○市長：平成27年度筑紫野市教育施策大綱について事務局から説明をお願いします。

○教育部長：資料2、平成27年度筑紫野市教育施策大綱について、市長が総合教育会議を開催するに当たり御挨拶を述べておりますので読み上げさせていただきます。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、平成27年4月から新しい教育委員会制度が発足することとなりました。この新しい教育委員会制度におきましては、市長と教育委員会の連携強化を図るため、市長が主宰し、市長と教育委員会をもって構成する総合教育会議を設け、総合的な教育施策の大綱の策定を初めとする重要事項を協議、調整することとしています。この大綱には、今後の本市における教育の目標、重点的に取り組む施策、進むべき方向性を示しています。

これまでに本市の学校教育では、総合的な学習の時間を活用し、農業体験の実施、山家宿まつ

りを核とした食育推進の取り組み、長崎街道原田宿時代行列への参加などを通じて、地域の歴史や文化への理解を深める特徴ある取り組みを進めてまいりました。

また、学校、家庭、地域によるあいさつ運動の実施や縦割りによる黙々清掃の実施など、ふだんの学校生活の中から家庭、地域が連携して活動を進める取り組みを行ってきました。これからもコミュニティ・スクールを推進し、学校、家庭、地域との連携をさらに深めながら本市の特性を生かし、子どもたちが健やかに育ち、自分の力でたくましく生き抜くことができるような教育づくり、地域に根差した教育の推進を進めてまいることといたします。今日をまもり、明日につないで、未来を創る。平成27年7月、筑紫野市長、藤田陽三。

1、大綱策定の経緯、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、平成27年4月からの新しい教育委員会制度発足に当たり、第1回筑紫野市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を行い、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関しての総合的な施策となる「筑紫野市教育施策大綱」を策定することとしたところです。

2、本市教育の基本理念、「まちづくりはひとづくりから」という基本的な考え方に立ち、子どもを生み育てやすい環境づくりのために、学校、家庭、地域が一体となって、次代を担う子どもの自主性と想像力を培い、豊かでたくましい心と体を育てるため、知育、徳育、体育のバランスのとれた教育の充実を進めることとしています。

3、大綱策定の趣旨、この大綱は本市の教育の目標や施策の根本的な方針を明らかにし、本市の教育の目指す基本的な方向性を示し、教育、学術、文化の振興を進めていくために策定しています。

4、総合計画と大綱、現在、本市では第四次筑紫野市総合計画における後期基本計画の最終年度となっています。大綱は、市全体の施策の基本である総合計画の基本計画に掲げられている施策の中から教育にかかわりのあるものを教育施策の大綱として位置づけ、教育における喫緊の課題であると判断したものを、筑紫野市教育施策の体系としてまとめたところです。また、今回策定しました大綱の対象期間は、総合計画の実施期間と合わせることから平成27年度のみとしています。

5、大綱の基本目標、大綱の基本目標として七つの目標を掲げ、実現に向け取り組んでいくこととしています。

目標1、学校教育の充実、目標の目指す姿、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を掲げています。そのために、教育環境の整備、小・中連携教育の推進、地域に根差した教育の推進、教職員の資質の向上、コミュニティ・スクールの推進、就園・就学の支援を行い、学校教育の充実に努めることとしています。主な取り組み、教育環境の整備として、子どもたちが安全でゆとりをもって学ぶことができる教育環境づくりに向けて、教育施設の整備や機能向上

に努めることとしています。具体的には学校施設などの老朽化した教育施設の整備促進を図っていくこととしています。

学校・幼稚園教育の充実、児童・生徒の高い学力の定着を目指し、わかる、できる、楽しい授業の実践や、小・中連携、家庭との連携、強化を図り、いじめや不登校などの問題行動数の減少、教育課題の解消に努めることとしています。具体的には10項目を掲げ、中でも特に、1の学習指導要領、幼稚園教育要綱を踏まえた「生きる力」（知育・徳育・体育）の育成に努めること、5の読書活動の推進と学校司書を活用した学校図書館の充実に努めること、7の幼・小・中連携の推進に努めること、8の特別支援教育の充実と関係機関との連携に努め、学校・幼稚園教育の充実を図っていくこととしています。

教職員の研修の充実を行い、教員の資質や指導力の向上を図っていくこととしています。具体的には5項目を掲げ、中でも特に、1の知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動や今日的教育課題への研修会を充実させること、3の筑紫野市教育委員会研究指定、委嘱による実践研究の推進に努めることとしています。

地域に根差した教育の推進として、地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動、互いに教え合い、学び合う活動や地域の方との意見交換などを通して、郷土に誇りと愛着を持ち、自信を持って夢や希望に向かっていけるよう、各学校において創意工夫を生かした特色ある学習活動に努めることとしています。具体的には、1、総合的な学習の時間を活用し、地域の歴史や文化への理解を深めること、2、普段の学校生活の中で家庭、地域が連携して活動することとしています。

学校、家庭、地域、関係機関との連携として、未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域住民が役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む必要があることから、それぞれが連携し、子どもが元気に安心して暮らせる地域社会の実現に努めることとしています。具体的には6項目を掲げ、中でも特に1のコミュニティ・スクール推進のため、学校、家庭、地域及び関係機関などによる学校支援体制づくりに努めること、3の生徒指導上の諸問題の解決と児童・生徒の健全育成に努めること、6の学校と連携した地域コミュニティづくりに向け、学校、家庭、地域、関係機関などが連携・協働して取り組むこととしています。

目標2、青少年の健全育成、目標の目指す姿、豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えた青少年の育成を掲げています。そのために、子どもの家庭・地域での体験活動及び社会参加、世代間交流などの情報を提供していくこととしています。また、悩み相談体制の充実を図り、学習指導ボランティアなどの青少年指導者の確保、育成を行い、青少年の健全育成を阻害する環境を浄化し、青少年の健全育成に努めることとしています。主な取り組み、青少年の育成の充実として、将来を担う青少年が、夢と希望を持って心豊かにたくましく成長し、社会で活躍で

きるような人材づくりのため、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進していきます。具体的に6項目を掲げ、中でも特に1の地域での青少年の健全育成の取り組みを推進すること、2の子どもの「生きる力」を高める取り組みを進めることとしています。

目標3、生涯学習、社会教育の推進、目標の目指す姿、社会の要請や個人の学習ニーズに基づく学習機会の充実と学習成果が家庭・地域で生かされることを目指しています、そのために、地域活動、地域交流を高める教育活動を充実させ、生涯学習情報を共有し、学習機会を充実させていくこととしています。主な取り組み、生涯学習の推進のために、いつでも、どこでも、誰もが自由に学習活動を選択して楽しく学ぶことができるような生涯学習社会を構築することとしています。具体的に3項目を掲げ、中でも、1の市民協働の視点に立った生涯学習事業の推進に努め、2の市民の学びを支える生涯学習環境の充実に努めることとしています。

社会教育の充実として、市民の多種多様な学習ニーズに対応するための環境整備を図り、学んだことを地域で生かす活動を支援していくこととし、公民館を中心とする社会教育活動を推進することとしています。また、文化財や地域の文化遺産を次世代へ継承し、市民が主体となって文化の振興に取り組む施策を展開することとしています。読書活動については、子どもを主体とした施策を進めることとし、具体的に10項目を掲げ、中でも特に1のまちづくりにつながる学びの機会の充実や、2の学びをまちづくりに生かせる体制づくりに努めること、7の「筑紫野市文化振興計画」に基づく実施計画を推進すること、10の子どもの読書活動の推進に努めることとしています。

目標4、スポーツ・レクリエーションの推進、目標の目指す姿、市民の誰もが、いつでも、どこでも、自発的、主体的にスポーツに親しむことができる環境を目指すこととしています。そのために市民の年齢や体力に応じた、また、幼児・児童・生徒がスポーツに触れて、楽しみを知るようなスポーツの機会を提供していくこととしています。主な取り組み、生涯スポーツの推進として、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、生涯にわたって主体的にスポーツ活動を行うことができるよう進めていきます。具体的には、1の生涯にわたってスポーツ活動ができる環境づくりに努め、2のスポーツ関係団体などの育成、社会参加を促進していくこととしています。

目標5、人権意識の向上、目標の目指す姿、全ての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現を目指すこととしています。また、市民、企業への人権意識の啓発、同和問題の解決や人権相談の充実を図り、人権意識の向上に努めてまいります。主な取り組み、人権・同和教育及び啓発の推進のために、人権意識を高める市民啓発と人権・同和教育を推進し、市民リーダーの育成に努めます。具体的には、5項目を掲げ、中でも特に、3の児童・生徒の人権意識を高める教育の推進、4の市民の人権・同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発に努めること

としています。

目標6、子育て支援の推進、この項目は、市長部局、子育て支援課の施策になりますが、子どもに関する施策として、教育とかかわりが非常に深いことから本大綱の中に位置づけられています。目標の目指す姿、子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現としています。そのために、子育て家庭への生活支援、地域における子育て支援を行い、保育サービスの充実、母子保健の推進を図り、子育て支援の推進に努めることとしています。主な取り組み、地域における子育て支援として、保育サービスの充実を図り、認可保育所の待機児童解消に取り組みます。また、子育てに関する情報提供、相談体制の充実や親子が集える場の整備、子育てボランティアなどによる地域を主体とした子育て支援活動を促進し、地域で安心して子育てできる環境づくりを進めることとしています。具体的に四つの項目を掲げ、地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子どもの健全育成、母子保健対策の充実にそれぞれ努めることとしています。

「支援や保護」が必要な児童へのきめ細かな取り組みの推進、養育支援を必要とする家庭の早期把握、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関との連携強化を図ることとしています。また、母子家庭などの増加に伴い、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策についての対策を実施していくこととしています。具体的には、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に努めることとしています。

目標7、交通安全対策の推進、この項目も市長部局の取り組みとして、子どもたちにかかわりのある施策として力を入れる必要があることから、本大綱の中に位置づけられています。主な取り組み、子どもの交通安全対策の推進のために、子どもが地域で安心して元気に生活できるよう、家庭や地域と協力して、子どもの交通安全対策に努めることとし、チャイルドシートの正しい使用の徹底や自転車の安全な利用などを推進していくこととしています。具体的には、子どもを含む歩行者、ドライバー（自転車を含む）等の交通マナーの向上などの交通安全対策に努めることとしています。以上で説明を終わります。よろしく協議・調整いただきまして、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○教育委員：4ページ、学校・幼稚園教育の充実の5、読書活動の推進と学校司書を活用した学校図書に努めることについてですが、各小・中学校に学校の図書司書の配置や図書充実費の増額などによって、この推進計画はすばらしいものになっていると思います。各学校それぞれの図書司書の取り組みによって、手に取ってみたいくなる図書の配置や子どもにわかりやすい図書説明ができて、ますます充実したものになっていくと思います。

○教育部長：昨年度で中学校までの図書司書の配置が終わり、学校図書の充実により、子どもたちの図書の貸し出し冊数が毎年度伸びていますので、安定的な図書司書の配置、図書費の確保など、今後も充実させる必要があると感じています。

○教育委員：子育て支援と交通安全対策のところで、市長部局と情報を共有し、一緒に施策に取り組んでいくということなので、今後が期待できるのではないかと考えています。

○教育部長：今までは就学前の取り組みと義務教育後の取り組みが、なかなか連携できず、教育委員に伝えにくかったところがありましたので、今度は一体化していくことが位置づけられており、就学前から義務教育につながることを明確にされていますので、今後も市長部局と連携しながら進めてまいりたいと思います。

○教育委員：目標をこのように箇条書きにすると、どうしても関連性が見えにくくなりますが、一番大きな目標は学校教育の充実で、子どもたちが健全に育つこと、その中でも特に体育、体に関することだと思います。生活習慣病の低年齢化などが問題になっていますが、スポーツを好きな子どもたちばかりではありませんので、目標4、スポーツ・レクリエーションの推進に、レクリエーション的なスポーツとあるように、最近、はやっていますフラダンスなどから、体を動かすことに興味を持ち、そういった活動を通じて地域に出て高齢者の人に披露するなどすることで、発展性があり、いろいろなものと融合するなど、他との関連性などをもっと進めていけたらと感じています。

○教育部長：この件に関しては、今コミュニティ・スクールを推進し、地域コミュニティを進め、学校と地域のかかわりを大事にする取り組みを進めています。地域で覚えたことが学校の授業で生かされ、学校の授業で学んだことが地域の中でも生かされるような、双方向の取り組みを、今後コミュニティづくりの中で考えていければと思います。

○教育委員：大綱については賛成です。少し意見させていただくと、小地区公民館についてですが、市内全体の公民館の活動状況を見ると、休館に近いところもあるのではないのでしょうか。公民館はいつでも、どこでも、誰でも行って学習でき、遊べるような公民館が望ましいと思います。学校が終わり家に帰って誰もいないとき、公民館に行くとみんなで遊べ、読書や勉強もできるという公民館というのが、青少年育成の面からも、学力向上の面からも、たくましい子どもを育てる面からも、非常に大事だと思いますので、今後はそのような公民館の環境整備が必要ではないかと思っています。

ことは市民水泳大会の会場のプールに屋根をつけてもらい、本部席もつくってもらいましたので、雨が降っても日にちを変更しなくて済みました。選手たちも震えながら、風邪をひいて健康を害することもなくなりますので、このような環境整備は大変ありがたいことです。

それから、高齢者から耳にしたのが公民館のトイレの問題です。今はほとんど洋式ですので、

高齢者にとって和式は非常に苦しいと思いますので、そういうことも、この年度で実現できるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育部長：以前、小地区公民館の全部の活動状況を調べたのですが、活動が活発なところとそうでないところの差がありました。今からは地域における子どもの居場所づくりについて考えていく必要があると思いますので、どういうことができるか工夫をさせていただきたいと思います。

○教育委員：7ページ、学校・家庭・地域・関係機関との連携の3番で、生徒指導上の諸問題の解決として児童・生徒の健全育成に努めることについてですが、生徒指導上ということは、メンタル面などを含む学校の先生のケアに関する事項と捉えてよろしいでしょうか。

○教育部長：そのとおりです。学校現場でチームとして支援していくことを考えております。

○教育委員：公民館の活用についてですが、公民館で地域の方たちから、いろんな歴史の話を子どもたちにしてもらおうなど、公民館で地域の方を活用していくことで、歴史と文化を子どもたちに伝え、広げていけるのではないかと考えます。もう一つは、教育委員会でも提案させていただこうと思いますが、子どもたち、青少年がどれだけ筑紫野市への愛情、地域への思いを持っているか、意識調査ができればと考えています。

○教育部長：公民館の活用については、公民館の事業の中に講座の開設を含め、地域でどういったことができるかなどを考えてまいりたいと思います。青少年の意識調査については、青少年のニーズや考えを知ることは、今後の筑紫野市の行政を進める上で非常に大切なことだと思いますので、早い時期にそれができるように検討させていただきたいと思います。

○教育委員：青少年育成市民会議主催の社会貢献についてのフォーラムで、中学生、高校生の考えていることが、大人以上のレベルで、すごいと感じました。市への貢献、市を発展させようとする考えなどが発表されましたので、全部整理して記録に残しています。よかったら育成会議の事務局にありますので参考に読んでみてください。

○教育部長：ぜひ活用させていただきたいと思います。

○教育委員：8ページ、青少年の健全育成ということで、山家通学合宿のことが写真入りで紹介してありますが、私も6泊7日の合宿の開校式、閉講式に参加しました。子どもたちの数は少なくなってきましたが、地域の方たちからしっかり支えていただいて無事に終わることができました。先日の教育長会で、県もこの取り組みを広げたいので、3泊4日にして、28年度から残りの10小学校にも増やしていき、地域の方と一体となって子どもたちを育てる取り組みが広がればいいと願っています。大野城市や太宰府市は少年の船がありますが、筑紫野市は存続していませんので、こういった取り組みを広げながら、ボランティアを募りながら、いずれは地域のリーダーになっていく子どもたちですので、この取り組みを進めていきたいと願っているところです。

○教育部長：今の件につきましては、やり方や運営の方法をもう一度見直しをさせていただいて、

広めていくような努力を来年度以降させていただきたいと思います。

○教育委員：目標5、人権意識の向上のところで、12ページ、4番に市民の人権・同和問題に対する正しい認識とありますが、啓発に努めるというのは大事なことだと思いますが、正しい認識から少し外れていると思うのは、人権教育と同和教育は別であると認識する市民もかなりいらっしゃるのではないのでしょうか。これは同根異花といいますか、根は一緒で、そこから異なる花が出てきているものです。女性問題や障害者問題など、いろんな人権問題があって、パワハラなど多様に今広がっていますが、それと同和問題も根は一緒です。人権問題はたくさんありますが、その中の一つとして同和問題がありますので、つながっていることを市民に啓発していくことが効果的ではないかと思います

○市長：以上で本件の協議・調整を終わります。今回の協議・調整の内容をもちまして平成27年度は、この大綱をもって教育行政を進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

○（特になし）

○市長：教育委員会ともに、特に子どもに関する施策については重点的に進めていただくようお願いしたいと思います。

### ③平成27年度筑紫野市教育施策要綱について

○市長：平成27年度筑紫野市教育施策要綱について事務局からの説明をお願いします。

○教育部長：資料3、平成27年度筑紫野市教育施策要綱について、この要綱につきましても、「教育基本法」の定めるところにより教育委員会において策定し、当該年度に取り組む施策を明らかにすることとなっています。先ほど御審議いただいた筑紫野市教育施策大綱をもとに、施策の具体的項目を整理したものが、この筑紫野市教育施策要綱です。

基本理念、第四次筑紫野市総合計画における後期基本計画の教育に関する政策の5、生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも学べる教育環境の整備、政策の6、認め合い、共に生きる人権尊重社会の醸成を目指しておりまして、

基本目標、学校教育の充実、青少年の健全育成、生涯学習・社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの推進、人権意識の向上を掲げて、施策を推進していくこととしています。

教育環境の整備、共通事項の各項目の白い丸は、以前より継続して実施しているもので、黒丸は今年度を実施する新規の事業となっています。本年度は、特に1、学校施設などの老朽化した教育施設の整備促進を図るために、天拝小学校屋内運動場の天井落下防止対策工事、小・中学校屋内運動場及び武道場の非構造部材耐震化工事、小・中学校教職員の老朽化のパソコンの更新を行うこととしています。

学校・幼稚園教育の充実、本年度は、特に6、学校経営及び運営の充実を図るために、いじめ

防止等対策委員会の設置や夏季休暇時間の短縮により授業時間の確保に努め、7、幼・小・中連携の推進に努めることとしています。ここでは、幼・小連携及び小・中連携での生きる力、学力向上と生活習慣、規範意識の向上を目指し、8、特別支援教育の充実と関係機関との連携を図るために、特別支援教育を担当する指導主事を配置し、相談体制を充実させていくこととしています。

教職員の研修の充実、本年度は特に1、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動や今日的な教育課題対応への研修会を充実させるために、体罰、不祥事防止についての研修会を実施することとしています。

地域に根差した教育の推進、1、総合的な学習の時間を活用し、地域の歴史や文化への理解を深めるために、山家宿まつりや長崎街道原田宿時代行列などに取り組み、特色ある学習活動を進めることとしています。また、学校・家庭・地域・関係機関との連携を図るために、引き続き力を入れていくことは、1、コミュニティ・スクール推進を通して学校・家庭・地域及び関係機関などによる学校支援体制づくりを進め、6、学校と連携した地域コミュニティづくりに向け、学校・家庭・地域・関係機関などが連携、協働した取り組みを進めることとしています。

青少年の育成の充実、本年度は特に1、地域での青少年の健全育成の取り組みを推進することとし、小地区公民館など地域施設における子どもの居場所づくりを進め、コミュニティ・スクールと連携した地域での事業を推進していくこととしています。また、4、安全で安心して暮らせる生活環境づくりを推進するために、関係機関・団体との情報交換と情報の共有に努め、青少年の健全育成を目指す市民運動を進めることとしています。

生涯学習の推進、1、市民協働の視点に立った生涯学習事業を推進していくために、市民の主体的な参加・参画を進め、地域学習資源、人・もの・ことの活用を努めることとしています。

社会教育の充実、1、まちづくりにつながる学びの機会の充実を図るために、学習機会の提供や人材育成事業を実施、2、学びをまちづくりに生かせる体制づくりを進めるために、コミュニティ運営協議会など、地域・団体との連携による学習成果を地域に生かしていく環境づくりを進めることとしています。新たに7、筑紫野市文化振興計画に基づく実施計画を推進するために、人形劇のあるまち推進事業や文化に係る行政職員研修の取り組み、10、子どもの読書活動の推進のために、新たに第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画の策定や読書ボランティアなどの活動を支援することとしています。

生涯スポーツの推進、1、生涯にわたってスポーツ活動ができる環境づくりに努め、学校・地域・関係機関・団体などと連携、2、スポーツ関係団体などの育成及び社会参加の促進を図るために、地域リーダー、サポーターを育成していくこととしています。

人権・同和教育および啓発の推進、特に1、人権・同和教育推進体制の充実に努め、全庁的体

制の充実と関係機関・団体との連携、3、児童・生徒の人権意識を高める教育を推進するために社会科学習カリキュラムにより授業を充実させ、人権感覚育成プログラムを確実に実践することとしています。以上、大綱に基づき今年度推進していく施策を平成27年度筑紫野市教育施策要綱として整理したところです。よろしく協議、調整いただきまして、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○教育委員：4ページ、教職員の研修充実の、体罰、不祥事防止についての研修会についてですが、部活動の外部コーチなどの指導方法なども含めた研修を行っていただいたら体罰、不祥事防止に役立つのではないかと思います。

○教育部長：必要なことだと思いますので、外部コーチも含めた研修を行っていきたいと思います。

○教育委員：スポーツ活動が年々盛んになり、スポーツ少年団や、クラブに入っている子どもたちが活動する場所や環境ができていますが、それらに入っていない子どもたちは、自由に遊び、自由に取り組むということに欠けているのではないかと思います。これはゆとり教育が出たときに、ゆとり教育のカリキュラムをつくってきたわけですが、クラブなどに入っていない子どもたちの遊ぶところがないという現象が出てきていますので、その問題を解決するために学校教育と社会体育が連携して取り組んでいただきたいと思います。

○教育部長：土曜日の午前中に体育館を一般開放していますが、スポーツクラブに入っていない子どもたちが学校を使えないか研究したいと思います。

○教育委員：生涯にわたってスポーツ活動ができる環境づくりというところですが、天拝山には朝早くから夕方遅くまで、市外からも相当数の方が来られています。これこそが無理なく楽しめる生涯にわたってのスポーツ活動の代表だろうと思いますが、山に登って帰るのではなく、温泉や物産品などを買ってもらうなど、コラボと言いますか、複合性を持たせて、活用する余地があるのではないかと思います。ソフトボール大会なども、せっかく市外・県外からたくさんのチームが来ても、お土産を買う時間がないので、会場で売るなどして、筑紫野市をアピールできるのではないかと思います。

○教育部長：アイデアを出していただいておりますので、整理して何かの場につなぐようにさせていただきます。

○教育委員：人権・同和教育について、今、大きな社会問題になっていますスマートフォンやインターネットの弊害ということで、子どもたちの人権が侵されているのではないかと脅威を感じていますので、今後のこととして取り組んでいけたらと思います。

○教育部長：次の大綱をつくるときに、新しい課題として、今のような意見を参考にさせていた

だきたいと思います。

○教育委員：人権や不登校などにかかわると思いますが、LGBT性的弱者やセクシャルマイノリティの問題について、性的違和感のある子どもたちが友達や学校の先生に相談しにくい環境にあると思いますので、相談窓口の充実や環境づくりなどを考える場をつくってあげる必要があるのではないかと思います。

○教育部長：LGBTの問題については、人権問題特集号のテーマにするなど、市民に啓発を始めたところです。学校現場でも先生たちが理解していないところがありますので、文部科学省からの通達に基づいて理解を求める教育を進めているところです。今のところ、調査では認知している件数がありませんでしたが、今後、先生たちが理解する必要があると考えています。

○教育委員：人権教育推進法の目的の中に、人権尊重の精神の涵養を目指すとあります。涵養というのはしみこむことで、人権尊重の精神が頭の中にしみこんでいくことを目指している法律です。先ほど教育委員から提起された問題は、最近、取り沙汰されるようになりましたが、繰り返し小さいときから長い期間やるのが大事ですので、学校教育とも連携して子どもたちを指導していくことが大事だと思います。

○市長：以上で、本件の協議・調整を終わります。教育施策要綱の各項目に示されました今年度の事業を着実に進めていただきたいと思います。大綱と教育施策要綱については非常にたくさんの意見をいただきました。前向きに進めていくのに参考になります。

## **(2) 重点的に講ずる施策**

○市長：重点的に講ずる施策にまいります。本市の重点的に講ずる施策として今回五つの施策が上がっております。

### **①学校施設非構造部材耐震化事業について**

○市長：学校施設非構造部材の耐震化事業について、事務局から説明をお願いします。

○教育部長：重点的に講ずる施策、資料4、学校施設非構造部材耐震化事業について、近年の大規模な地震では、天井の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生しています。非構造部材の被害は地域住民の避難場所としての機能を損なうおそれもあることから、耐震化対策が必要となっています。このような状況を踏まえ、平成27年度に学校施設の体育館及び武道場の非構造部材の耐震化対策を実施することとしています。工事の内容は、照明器具の落下防止、バスケットゴールの落下防止、放送設備関係の落下防止、掲示物の落下防止、窓ガラスの飛散防止、外装材・内装材の落下防止などです。以上で説明を終わります。よろしく協議・調整いただきまして、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○（特になし）

○市長：以上で本件の協議・調整を終わります。学校での教育が安全・安心に行えますようこの事業を進めていただきたいと思います。

## ②天拝小学校屋内運動場吊り天井落下防止対策について

○市長：天拝小学校屋内運動場吊り天井落下防止対策について、事務局から説明をお願いします。

○教育部長：資料5、天拝小学校屋内運動場吊り天井落下防止対策について、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災において、多数の建築物において天井が脱落し甚大な被害が生じたところです。これらの被害を受け、文部科学省においては、「高さが6メートルを超える天井または面積が200平方メートルを超える天井」を設置している屋内運動場は、平成27年度までに落下防止対策を実施するよう推進しています。天拝小学校の屋内運動場は吊り天井を設置し、高さが11メートル、面積が830平方メートルで「高さが6メートルを超える天井または面積が200平方メートルを超える天井」に該当しており、今回、天井落下防止対策を実施するものです。工事内容は、天井の落下防止、照明器具の落下防止、バスケットゴールの落下防止、放送設備関係の落下防止、掲示物の落下防止、窓ガラスの飛散防止を行うこととしています。なお、工事は夏休み期間中に行うこととしています。以上で説明を終わります。よろしく協議・調整いただきまして、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○（特になし）

○市長：以上で本件の協議・調整を終わります。屋内運動場の安全対策を確実にを行い、授業に支障が出ないように進めていただきたいと思います。

## ③特別支援教育推進基本方針について

○市長：特別支援教育推進基本方針について、事務局から説明をお願いします。

○教育部長：資料6、特別支援教育推進基本方針について、1、特別支援教育推進の基本的な考え方、本市教育委員会では、障害等を抱える子どもたちに寄り添った支援ができるように努めています。今年度は、特別支援教育を担当する指導主事の配置を行い、特に相談業務のさらなる充実に力を入れることとしています。

2、特別支援教育推進基本方針、本市では、毎年度、特別支援教育推進基本方針を定めまして、障がいのある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克

服するために適切な指導及び必要な支援を行っています。特別支援教育推進の基本方針として4項目を示しています。1、子ども一人一人のニーズに応じた教育内容の充実に努めることとしています。2、学校における特別支援教育推進体制、教育環境の整備に努めることとしています。3、共生社会を実現するための人権・同和教育、道徳教育の推進に努めることとしています。4、一貫した支援のために学校・家庭・地域・関係機関との連携・協力の充実に努めることとしています。この4つの方針を図示したものが、筑紫野市の特別支援教育の推進図で、この図に基づき一貫支援に努めてまいることとしています。

3、平成27年度の特別支援教育の推進のための重点、今年度は四つの重点を定めまして、特別支援教育を推進していくこととしています。まず1、特別支援教育推進体制の整備として就学相談の充実や教育相談の充実に力を入れることとしています。2、通常の学級での指導の充実を図るために、少人数指導による指導の充実や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成に力を入れることとしています。3、通級による指導の充実のために、通級学級が設置されています、筑山中、筑紫東小、筑紫小、二日市東小の指導を充実させるために教材等の支援を行うこととしています。4、特別支援学級での指導の充実のために、特別支援教育支援員35名の配置による支援の充実、研修会の実施、特別支援教育連絡協議会との連携に努めることとしています。以上で説明を終わります。よろしく協議・調整いただきまして、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○教育委員：特別支援教室の配置については学校教職員で共通理解することが大事ではないかと思えます。全ての職員が関われるような環境を整備することも支援として大事なことですが、学校によっては、隅のほうに設置しているところも見受けられますので、教育委員会として、教室の配置について把握しておいたほうが良いと思えます。

○教育部長：教室の配置の問題については、隅のほうに追いやるという意識は教育委員会にはありません。特別支援教育は学校全体で行うという基本に立ち返りまして学校と話しながら教室の配置を考えさせていただきたいと思えます。

○市長：以上で、本件の協議・調整を終わります。本市の特別支援教育を充実させ、障害のある幼児、児童・生徒へ必要な支援となるよう努めていいただきたいと思えます。

#### ④筑紫野市のコミュニティ・スクール推進について

○市長：筑紫野市コミュニティ・スクール推進について事務局から説明をお願いします。

○教育部長：資料7、筑紫野市コミュニティ・スクール推進について、1、コミュニティ・スクールとは、本市では、学校と保護者、地域の皆さんが、子育ての目標を共有し、一体となって地域子どもたちに生きる力を育み、地域とともにある学校を目指すために、コミュニティ・スク

ールを推進しています。

2、コミュニティ・スクール推進の背景、平成18年に教育基本法が改正されたことによるものです。この改正において、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と規定されています。コミュニティ・スクールの推進が求められる理由を示しています。「子ども一人一人の生きる力の育成を目指し、子どもの確かな育ち、豊かな育ちを支え、地域づくりの担い手を育てていくため」とされています。そのために、「学校力のみでなく、家庭力、地域力を高め、学校、家庭、地域の連携・協力を強めることが必要」とされたところです。

3、本市のコミュニティ・スクール推進の目的、本市の子どもは、確かな学力、豊かな心はおおむね良好に育っています。体力、運動能力はさらに伸ばしていく必要があります。しかし、不登校問題、いじめ問題、問題行動、自尊感情、学習意欲などさまざまな課題を抱えています。これらを踏まえコミュニティ・スクールの推進することで、学校力の向上、家庭力の向上、地域力の向上と学校・家庭・地域の連携、協力、協働を進め、課題解決を図りながら児童生徒一人一人の生きる力を育成することを目指しています。

4、コミュニティ・スクールの仕組み、コミュニティ・スクールでの学校と家庭と地域の関係のイメージが右のほうに図示されています。

5、コミュニティ・スクールの進め方、地域にあります学校、家庭、それと地域が協力、連携、支援、相互補完、協働して取り組みます。学校、家庭、地域それぞれが、できることについて考え、役割を明確にすることで、それぞれの教育力を高めることが大切であるとされています。

6、コミュニティ・スクール推進と地域コミュニティづくりの関係、コミュニティ・スクールの推進と地域コミュニティづくりの関係が右のほうに図示されていますが、コミュニティ・スクールと地域コミュニティは別の組織です。しかし、双方が子どもに関して貢献、支援、協働するという関係にあります。コミュニティ・スクールの推進は地域コミュニティづくりの手助けになり、地域コミュニティづくりはコミュニティ・スクール推進を支援するという、双方にとってプラスの効果があると考えられます。コミュニティ・スクールは子どもの生きる力の育成が組織の目的であり、地域コミュニティは子どもの健全育成、安全安心が組織の目的の一つであるため、お互いの組織の子どもの育成にかかわる目的が重なっており、双方のかかわりは非常に重要となります。

7、コミュニティ・スクール推進のスケジュール、平成25年度には山口小、天拝小、筑紫野中から始まり、平成26年度に二日市東小、平成27年度、吉木小、阿志岐小、二日市北小、原田小、筑紫東小、天拝中、平成28年度に二日市中、筑山中、筑紫野南中、平成29年度に二日市小、山家小、筑紫小がコミュニティ・スクールの指定を受けることとなっています。全ての学校がコミュ

ニティ・スクールに移行できるよう現在取り組みを進めているところです。以上で説明を終わります。よろしく協議、調整をいただき、御審議のほどお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○教育委員：本市のコミュニティ・スクールが徐々に推進されて、地域の方々から、子どもたちが変わって、よくなったというお褒めの言葉をいただいていると聞いています。各学校のコミュニティ・スクール事務局では、スペースと電話やパソコンなどの連絡ツールの確保が難しいようですので、地域と家庭と学校の連携を密にするためにも、スペースと連絡ツールなどの充実をお願いしたいと思います。

○教育部長：これまで組織づくりに力を入れてきたところですが、全校でコミュニティ・スクールが機能するまでに事務局の場所や、連絡体制などについて問題がないように検討させていただきたいと思います。

○教育委員：昨日、筑紫野市教育力向上推進会議がありました。出席者した小学校・中学校校長会代表、教頭会代表、各5中学校区の代表と教育委員会事務局のメンバーは、今の内容を把握していないと思いますので、今言われたことを取り入れて整備しながら、コミュニティ・スクールの実現に向けて頑張っていきたいと思います。

○市長：以上で、本件の協議・調整を終わります。コミュニティ・スクールの推進により子どもたちの一人一人の生きる力、知育、徳育、体育が身につけていくように進めてもらい、29年度から全校でコミュニティ・スクールが実施できるように、努めていただきたいと思います。

## ⑤子ども・子育て支援について

○市長：子ども・子育て支援について事務局からの説明をお願いします。

○健康福祉部長：資料8、子ども・子育て支援について、我が国では出生数の減少傾向が続いており、少子化に歯どめがかからない状況です。このような中、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援する新しい支え合いの仕組みを構築することを目的に、平成24年8月、子ども・子育て関連三法が制定されました。この関連三法に基づき、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく、子ども・子育て支援制度が本年4月から施行されました。本市ではこれまで、平成22年3月に策定しました次世代育成支援行動計画において、子どもと子育てに優しい社会の構築に向けた取り組みを進めてまいりました。

1点目、子ども・子育て支援事業計画について、計画書を春先に配付させていただいております。平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としまして、これまで進めてきた取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻くさまざまなサービスを確保することを目的としています。具体的には、地域子ども・子育て支援

事業として、利用者支援事業など14事業、子育て支援サービスの充実など次世代育成支援事業として31事業を掲げています。今後はこの計画に基づき、関係機関、団体等一体となり、全市を挙げて、子育て支援、少子化対策事業を積極的に推進していくことにしています。続いて、この事業計画の中に掲げているものの中から新規事業として2つの事業を説明させていただきます。

2点目、認可保育所の改築・新設について、待機児童の解消のため、福岡県子育て応援基金による保育所整備事業補助金を活用した民間保育所の改築・創設を行います。あけぼの保育所、園舎の老朽化による改築です。平成27年6月22日に既に開園済みです。定員20人増員し150名の定員になります。新設として、建設地は二日市南、開園予定が平成28年4月、定員90名の予定です。

3点目、放課後児童健全育成事業について、本市では昭和51年から学童保育を実施していますが、本年4月から児童福祉法の改正に伴い、本事業の対象年齢が小学校6年生まで拡充され、さらに延長保育を実施するものです。全放課後児童クラブ11小学校の20クラブで、平成27年の4月から既に実施しておりまして、延長保育の時間は18時から19時までの1時間、保育料は月額1,500円とさせていただきます。以上、健康福祉部からの説明を終わります。よろしく協議・調整をいただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市長：本件についてご意見・ご質問はありませんか。

○（特になし）

○市長：以上で本件の協議・調整を終わります。子ども・子育て支援を推進することで、子育て家庭への生活支援や地域における子育て支援を充実させていくことは大事なことです。ぜひ前に進めていくようお願いしたいと思います。

○市長：これで協議・調整事項が全て終わりました。御協力に心から感謝申し上げまして、この会議を閉じさせていただきます。

### 日程3. 閉会のあいさつ（市長）

○教務課長：最後に閉会の御挨拶を藤田市長お願いいたします。

○市長：本日は平成27年度第1回筑紫野市総合教育会議におきまして、教育委員長初め、教育委員の皆様方には熱心な御協議を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

最初に教育部長がお話ししたとおり、総合教育会議で審議された大綱は、27年度、筑紫野市総合計画の後期計画に基づいてつくったものでございますが、筑紫野市の第五次総合計画を今年度中につくります。それによって、また大綱を含めて変わっていくところが出てまいりますことをお含みいただきまして、今後の総合教育会議についてのご協力をお願いしたいと思います。

教育を取り巻く環境は、教育委員会制度改革など大きく変化をしておりますが、この会議が

今回無事に開催できましたこと、また、教育施策の大綱を策定することができましたことに深く感謝を申し上げます。今後とも教育に関するさまざまな問題について、総合教育会議の中で教育委員会と協議・調整を行いながら、意見交換を通して、教育行政のさらなる向上を図ってまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、平成27年度第1回筑紫野市総合教育会議を閉会いたします。